PEG・在宅医療学会ニュースレター



Home Health Gare, Endoscopic Therapy and Quality of Life

第29号 2021

2021年5月1日発行

発 行 PEG・在宅医療学会

理事長:西口幸雄広報委員長:妙中直之

〒 534-0021

大阪府大阪市都島区都島本通 2-13-22 大阪市立総合医療センター 消化器外科内 事務局直通 TEL&FAX: 06-6167-7183

E-Mail: peg-office@umin.org

URL: http://www.heq.jp

第25回 PEG·在宅医療学会学術集会会告

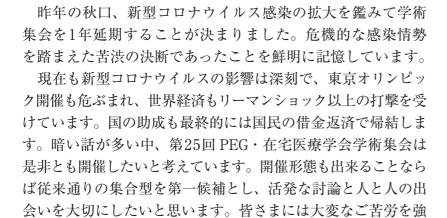
第25回 PEG・在宅医療学会学術集会開催のご案内

会 期:2021年9月18日(土)

会 場:国際医療福祉大学 赤坂キャンパス

メインテーマ:日本の PEG を問う

学校法人 国際医療福祉大学 国際医療福祉大学病院 消化器・乳腺外科 教授 鈴 木 裕



前号にも掲載しましたが、再度私の考えを述べさせていた だきます。

いますが、感染状況を見極めながら柔軟な対応をいたします。

日本は世界に類を見ない超高齢化を迎えています。医療のゴールが生存期間を延ばすことに終始した時代から、確実に患者さんの QOL 重視に変わってきました。また、高齢者に関しては、命の在り方そのものまでもが問われ始めています。長生きが無条件で善ではなくなったのです。2012年に PEGが社会問題として新聞やお茶の間で話題になりました。報道内容は、これでもかといったバッシングでした。振り返ってみると、嘘ではないけれどもかなり恣意的な匂いのするもの、

かなり賛同できるものなど様々でした。あの報道の真の意図は問いませんが、国民に PEG は良くないもの、受けたくないもの、忌み嫌うものといった負の印象を強く植え付けられたことは確かでした。大部屋に意思表示の出来ないお年寄りが何人も PEG で栄養を行っている光景は医療に不慣れな一般の人々には相当な負のインパクトだったと想像します。その結果、国民に少なからず誤解を与えました。

しかし、今、PEG に携わる医療者に求められているのは、PEG バッシングを批判する事ではありません。逆に PEG バッシングの指摘を真摯に受け止め、次に結び付けることではないでしょうか。もし PEG が患者さんを苦しめているとしたら PEG を顧みるのは当然です。命の終わりも真剣に議論する時代を迎えました。私は、この難題に立ち向かうことが PEG・在宅医療学会の使命と考えます。従来の医療の枠を超えて、生命倫理、在宅医療、地域連携、医療経済などの総合的な視点からの検討が求められています。PEG に関わる医療は、日本の高齢者医療の縮図と認識し、将来の日本の医療の在り方を議論すべきです。

この1年の間に、いくつかの新たな動きが生じています。 誤接続防止コネクタや医療安全に纏わる問題です。特に誤接 続防止コネクタは、安全確保と現場医療との歪みを感じざる を得ません。それらを踏まえて、プログラムを若干修正し改

CONTENTS

第25回学術集会会告 ·····	. 1
第26回学術集会会告 ·····	. 2
理事長挨拶	. :
第9回認定資格取得者のお知らせ	. 3
施設紹介:たけうち静脈瘤クリニック	• 4
ひろば「にわか地質萌になって」清水敦哉	. [

ひろば「人生会議にお使いいただきたい絵本とカードと便箋」 西山順博 … (6
JDDW 2021~メディカルスタッフプログラム開催について~"	7
2021年5月以降 胃瘻関連研究会一覧	3
事務局インフォメーション/入会案内	9
会則/投稿規定/胃瘻取扱者·取扱施設資格認定制度規則~資格認定条件細則 … 1	0

めて公募いたします。夏の終わりに赤坂で、元気で明るい皆 さまとお会いできることを祈ります。

演題分類 (発表形式) について

- I)シンポジウム
- 1. 日本の PEG を問う (公募、一部指定)

日本は世界に類を見ない超高齢化を迎え高齢者医療が問題 になっています。医療のゴールが生存期間を延ばすことに終 始した時代から、確実に患者さんの QOL を考慮するものに 変わりました。特に高齢者に関しては、その流れは顕著で、 医療の在り方そのものが議論されています。

本シンポジウムでは、多職種の方々から PEG を如何に使いこ なすか、その結果はどうか、訪問医療や地域連携など、日本の PEG に纏わる問題について活発な意見を述べていただきたい。

2. PEG に関する疾患別、重症度別の適応指針(公募、一部指定) PEG が数年前に社会問題として新聞やお茶の間で話題に なったことは記憶に新しいことと思います。胃ろう≒終末期 のイメージが強調され、次第に PEG は受けたくない医療の代 名詞になりました。しかし、PEG に詳しい医療者や患者さん は、胃ろう≒終末期ではないことを熟知しています。

この誤解の原因として、PEG に関する疾患別、重症度別の 適応指針がないことが医療者にも国民にも誤解を招いている のではないでしょうか。本シンポジウムでは、疾患別にこの 段階ならば、PEGを行うとどのような効果が期待できるのか、 同時に期待できないのは何なのか、そしてその後の経過はど うなるのかなどについて発表していただきたい。

3. 嚥下機能評価の実際と今後の展望(公募、一部指定)

わが国の高齢化は世界的にみてもトップレベルで、嚥下障 害患者は年々増加しております。このような状況を背景に 2014年度の診療報酬改定で PEG を施行するにあたり嚥下評 価を行うことが強く推奨され、診療報酬請求の前提として嚥 下機能に関するセミナー受講が義務付けられました。

嚥下評価が診療報酬に掲載されて7年経過した今、嚥下機 能評価の実際と今後の展望について議論していただきたい。

4. 誤接続防止コネクタ導入の現状と問題点(公募、一部指定) 経腸栄養の誤接続防止をはじめとした医療機器の接続に使 用されるコネクタに関して、誤接続の事故防止の観点から、異 なる製品分野で使用されるコネクタが接続できないように、国 際標準化機構 (ISO) と国際電気標準会議 (IEC) とが合同で新 たなコネクタの規格 ISO 80369 シリーズの制定を行いました。

当初の2021年12月1日から全面的な切り替えが1年延期となり ました。多くの問題とその対応について議論していただきたい。

Ⅱ)要望演題

1. 在宅医療から見た PEG

PEG は、欧米において経口摂取不良患者の標準的な方法論で

すが、特に在宅や施設での効果は高いとされています。実際の在 宅医療の観点から PEG の利点や問題点を議論していただきたい。

2. 示唆に富む症例

PEG の適応は、小児から高齢者まで及び、疾患も様々です。 示唆に富む症例について発表いただきたい。

Ⅲ)一般演題(口演)

25. PEG-J の交換

< PEG 適応>

< PEG 造設>

26. 合併症

01. 適応

27. 治療アウトカム

<リハビリ>

02. 適応

28. 摂食嚥下

03. 手技

29. 栄養リハビリ

04. 合併症 <他の手技> <栄養管理> 30. 栄養評価

05. PEG-J

31. 栄養法

06. PEJ

32. 半固形化 33. NST

07. PTEG

34. サルコペニア

<カテーテル交換>

08. 交換手技

<生命倫理> 35. 生命倫理

(看護師による交換手技を含む)

09. 確認法 10. 合併症

36. 宗教 <医療安全>

<在宅医療> 11. 在宅医療 37. 医療事故

38. デバイス

12. チーム医療

13. 地域連携

14. 緩和ケア

15. 多職種連携

16. 訪問リハビリ

17. 訪問看護

18. 訪問歯科

<嚥下評価・訓練>

19. VE

20. VF

<ケア>

21. 皮膚ケア

22. 瘻孔ケア

23. 口腔ケア

<薬剤管理>

24. PEG-J の手技



応募期間:2021年3月22日(月)~6月30日(水)

演題募集方法:インターネットによるオンライン登録のみで す。下記ページよりお申込み下さい。

https://peg.or.jp/heq25/

次々回会告

【2022年度】 第26回 PEG・在宅医療学会 学術集会

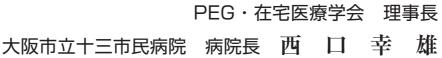
学術集会会長: 小川滋彦(小川医院 院長) 開催日: 令和4年(2022年) 9月10日(土)

会場:金沢市文化ホール

〒920-0864 石川県金沢市高岡町15番1号 TEL: 076-223-1221(代表)

特別講演:中島孝先生(予定)(国立病院機構新潟病院 こどもとおとなのための医療センター 院長)

コロナ禍での栄養の重要性





新型コロナウイルス感染症の猛威はとどまるところを知りません。私が院長を務めている大阪市立十三市民病院でももう入院患者は700人を超えました。中等症患者ばかりですが、高齢者がほとんどで、何らかの併存疾患を持っておられます。特効薬もなく、一応有効だと言われている、他の疾患用の抗ウイルス薬やステロイド剤、血栓溶解剤などが使われています。しかしこれらの薬は決め手にはならず、これらでしのいでいる間に、ホストの身体がなんとかしろよ、という対応をしているだけです。しのいでいる間にホストが抗体を作る、ホストの細胞性免疫が働く、などを期待しているものです。こういう免疫能を引き出すには栄養が必要です。

当院では新型コロナウイルス肺炎で入院された人には全員、 たんぱく質を強化した栄養補助食品をつけています。特効薬 がない以上はこれしかないと思っています。頼れる薬があり ませんので、多くの患者さんは飲んでくれます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大で自宅にいる時間

が増えている人が多いようです。食事をみてみますと、働き盛りの大人だけでなく、子供や高齢者の食生活も偏っていると言われます。野菜ばかりの献立が健康的、といった誤解もあります。子供や高齢者には肉や魚のたんぱく質が必要だという認識を持ってほしいものです。たんぱく質がなければ抗体は出来ません。

皆さんはワクチンが接種されれば、全員に抗体ができると思っていないでしょうか?栄養状態が良くない人には抗体はできないことは、過去に論文で証明されています。ワクチン接種と一緒に栄養素も投与する必要があります。たんぱく質を含んだ正しい栄養摂取が必要なのです。これから日本でもワクチン接種が進みます。多くの人々にワクチンが接種され、新型コロナウイルス感染症が収束に向かってほしいものです。

秋には皆さんとお会いできると期待して、ワクチンに期待 しましょう。

第9回(2020年) 認定資格取得者のお知らせ

PEG·在宅医療学会 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則の定めにより、資格審査委員会 および第1回理事会・代議員会の審議・承認を経て、合計5名が2020年11月1日付で各資格を取得されました。

資格ごとに氏名五十音順により掲載させていただきます。 ホームページ上では公開了承者の氏名のみ公開中です。

(五十音順)

【専門胃瘻造設者 4名】 医師4名

小田浩睦、中村晴菜、真崎茂法、三橋敏武

【専門胃瘻管理者 3名】 医師3名

小田浩睦、真崎茂法、三橋敏武

【認定胃瘻造設者 1名】 医師1名

吉田有輝

【認定胃瘻管理者 1名】 医師1名

吉田有輝

【認定胃瘻教育者 2名】 医師2名

真崎茂法、三橋敏武

施設紹介

たけうち静脈瘤クリニック 血管外科・内科 院長 武 内 謙 輔



みなさま、大変ご無沙汰しております。目白第二病院の水野英彰先生よりバトンを受け、施設紹介をさせて頂きます。 通常であれば暑い夏の時期に九州あるいは各地の名所温泉地 へ集まり夜を徹して熱い議論をかわしているのですが、それ もままならないこの現状、本当に歯がゆいですね。

私事ですが福岡市西区今宿の地に昨年11月「たけうち静脈瘤 クリニック 血管外科・内科」を開院致しました。2014年に 佐賀県唐津市で第4回九州 PEG サミットを大会長として開催 させて頂いたときは、福岡リハビリテーション病院(通称福 リハ) に勤務しておりました。福リハに8年ほど在籍していた 間に胃瘻造設を行っていましたが、実は私の専門は血管外科 で下肢静脈瘤の血管内治療や下肢深部静脈血栓症の診断や治 療がメインでした。下肢静脈瘤は700例近く、静脈血栓症は 1300例ほどの治療を経験したのですが、血管というのは静脈 だけでなく動脈を含めた全身病として認識しなければいけな いことを再認識しました。静脈血栓症は DOAC (直接作用型 経口抗凝固薬)を内服すると90%以上の症例で血栓が消失す るのですが、血栓消失後も血清 D ダイマー値が正常化しない 場合があります。それはおそらく動脈硬化性疾患が併存して いるためと考えます。動脈と静脈合わせて血管をみたい、そ のような想いで日々診療をしております。

動脈硬化の検査としては両手足の血圧を同時に測定する血管 年齢検査(脈波伝搬速度)をまず行い、血管年齢が実年齢よ り高値であれば頸動脈エコーを行います。エコーは患者さん に画面を見てもらいながら、説明を行うので非常に好評です。 しかも全く侵襲が体になく、頸動脈だけでなく心臓・腹部内臓・ 下肢動静脈など幅広く診断することができます。また膝関節、 皮下のしこり、下肢痛などエコーを見てもらい ながら診察・説明することで患者さんも納得さ れます。

頸動脈にプラークがあり高脂血症を併存している場合は EPA/DHA 製剤やスタチンを使うわけですが、他院でスタチンを処方され LDL-C は低値となっても中性脂肪高値をスルーされている方が何と多いことか。 EPA/DHA 製剤を投与した症例を250例ほど解析してみましたが、非投与群と比較してみると血管年齢が有意に改善しておりました。 EPA/DHA 製剤は1日4g 内服で脂肪肝にも効果があるという報告があり、また DHA は認知症予防効果もあるので、動脈硬化予防を含めて非常に有用であると考えます。

クリニックには骨塩定量を測定する DEXA 法の器械も取り揃えており、骨粗鬆症の治療も可能です。同じ敷地内にツルハドラッグさん・ほっともっとさんがあり三者一体となって福岡市西部を盛り上げていきます。近くにお越しの際は是非お立ち寄りください。





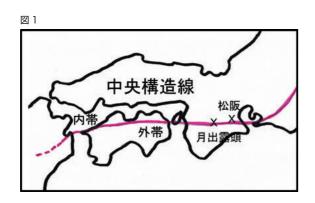


にわか"地質萌"になって

済生会松阪総合病院 内科 清 水 敦 哉

NHK 番組のブラタモリの影響です。きっと皆さんの中にもファンの方は少なからずおられると思います。私は小中学生の時に化石採取に行くことはありましたが、高校の時に「地学」は全く興味なく、何を勉強したのかも全く記憶がありません。それにもかかわらず番組でよくでてくる柱状節理や断層、断崖、安山岩や花崗岩というタモリさんの声と映像見るとワクワクしてしまいます。いつのまにか石ころに地球誕生のロマンを感じてしまい「石ころ図鑑」なる書籍まで購入する始末です。

さて、私の住む三重県、また勤務先の松阪市には知る人ぞ 知る大断層があります。ずばり中央構造線(図1)です。松阪



ところです。ちなみにここではケガした鹿の治療を頼まれたことがあります (写真1)。この露出面は本当にすごいです。きっとブラタモリのロケ地にはなりませんからこの紙面をお借りして皆さんに紹介します (写真2)。この断層が発見されたのは1990年代と比較的新しく、露出したきっかけは伊勢湾台風の影響だそうです。中央構造線は関東から九州まで伸びる1000kmの断層ですので各地に露頭部分が観察されていますが、月出の露頭は高さ80mと最大クラスで国の天然記念物、「日本の地質100選」にも選定されています。中央構造線は日本海側を「内帯」、太平洋側を「外帯」と呼ばれ、内帯は主として領家(りょうけ)変成帯の岩石から成っており、外帯の方は主として三波川(さんばがわ)変成帯の岩石から成っています。写真の左側が内帯で白っぽい花崗岩が主体で、右の外帯は黒っぽい結晶片岩でできています。

一億年前の話はこれくらいにしまして、食べ物の話もさせていただきます。松阪といえば松阪牛が鉄板ですが、実は地元の人は牛より鶏肉を好みます。絶妙の味噌ダレをつけて網で焼く"鶏焼肉"が有名です。松阪のソウルフードになっています。この月出から松阪市街に向かった国道沿いに人気店「前

島食堂」があります。松阪にお越しの際は鶏焼肉もぜひお試 しください。

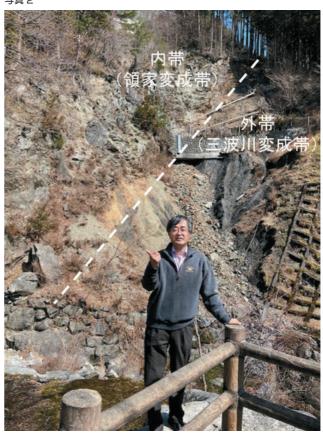
還暦を超えて始めた趣味でいつまでつづくかわかりませんが、日本はジオパークの宝庫なので「人新世」*に覆われる前に、地質を楽しみたいと思います。

*「人新世」:人類の経済活動による痕跡(ビル、工場、道路など)が 地球を覆いつくした新たな年代

写真]



写直 2





"人生会議"にお使いいただきたい "絵本とカードと便箋"

医療法人西山医院 理事長・院長 西 山 順 博

人生の最終段階でどのような医療やケアを受けたいかを、 繰り返し家族や医療介護福祉職らと話しあう取り組みである ACP (Advance Care Planning)。愛称が"人生会議"と決まり、 数年前より厚生労働省も普及啓発をしています。

チーム大津京では、"人生会議"で活用いただける"絵本とカードと便箋"を、近日出版したいと思っています。

【チーム大津京について】

2012年10月、在宅療養患者 (利用者) が増加していく中、サポートするメンバーの顔の見える関係、スキルアップのできる寺小屋のような集会を開こうと、JR 大津京駅周辺エリア限定のチーム大津京を決起しました。在宅療養患者 (利用者)の QOL 向上のためのプロジェクトとして、在宅療養に関わる全ての医療介護福祉職が集まり、2ヶ月に1回の定例集会でテーマを決めてディスカッションを行ってきました。

チーム大津京がモデルケースとなり、2014年10月には7つの hST (Home care Support Team: 在宅療養サポートチーム)が稼働し大津市内を網羅しています。

【リビング・ウィルと"人生会議"】

"リビング・ウィル"とは、本人が意思表明しておくことです。

病気や事故での高度の意識障害や認知症などで意思表明ができなくなった場合、その方にとってどこまでが最良の医療なのか、ご家族が判断するのは悩ましいことですし、意見が分かれてしまうこともあります。

在宅療養サポート体制を進めていくにあたって我々医療者は、できるだけ多くの方にリビング・ウィルの意味・意義を知っていただきたいと考えています。しかし、「文章で説明して同意を得る」といった形をとると堅苦しく重たい誓約書のようになってしまい、抵抗感を感じる方が少なくなく、市民への啓発がなかなか進みません。また、尊厳死と同じ意味に誤解されている方も多いのが現状です。

"人生会議"とは、人生の最終段階の医療に加えて、ケアについても「本人」を主体に「ご家族や親しい人」「在宅療養サポート

チーム」が繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援 するプロセスのことです。

昨今、リビング・ウィルを表明することを目的と考えず、"人生会議"を行って将来の変化に備えておくという考え方が広まりつつあります。これにより、本人の人生観や価値観、希望に沿った将来の医療及びケアを具体化することが必要とされています。

【今回のプロジェクトで実現したいこと】

"人生会議"は、全国各地で開催が望まれていますが、なかなか、前に進んでいないのが現状ではないでしょうか? 一方、コロナ禍において、人生の最終段階を意識された方もおられるのではないでしょうか? 何から切り出したらいいのか…。

医療者は、人生の最終段階において、どの様な医療が必要なのか、必要ないのかを意思表示していただきたいと思っています。そのために、リビング・ウィルでの表明を望んでいます。しかし、一般の人にとっては、人生の最終段階がどの様な状態なのか?受けられる医療がどの様なものなのか?元気なうちにと言われても…。先ずは、この温度差を軽減することが第一歩であると考えています。

そこで、リビング・ウィルを易しく正しく理解できる絵本と、 人生の最終段階での医療・ケアをご家族と一緒に考えるため のカード、本人の気持ちを書き留めておく便箋を作成しまし た。人生会議の前に、人生会議に、人生会議の後に活用いた だき、全国各地で"人生会議"が開催されるきっかけになれば と願っています。



【絵本のタイトル】

~もしものとき、どう生きたい?~ サイ五郎さんちの人生会議 自分らしい最期を迎えるための絵本





第29回日本消化器関連学会週間

Japan Digestive Disease Week 2021 (JDDW 2021)

- メディカルスタッフプログラム開催について -

JDDW2021は、2021年11月4日 (木) \sim 7日 (日) の4日間、神戸市 (神戸コンベンションセンター) において開催されます。

第29回日本消化器関連学会週間には、第63回日本消化器病学会大会、第102回日本消化器内視鏡学会総会、第25回日本 肝臓学会大会、第19回日本消化器外科学会大会、第59回日本消化器がん検診学会大会が参加となります。

JDDW2021では、JDDWの医師とメディカルスタッフで、チーム医療を考えることを目的に、「メディカルスタッフプログラム」を開催いたします。

◆メディカルスタッフプログラム

1. 新型コロナウイルス時代における多職種連携【公募・一部指定】

司会:藤田 直久(京都府立医大・感染制御・検査医学)

伊藤 義人(京都府立医大大学院・消化器内科学)

残間由美子(坂総合病院・感染制御室)

日時:2021年11月5日(金) ※会期2日目9:00-12:00

会場:第13会場(神戸国際会議場『国際会議室』)

2. 消化器チーム医療における医工連携【公募・一部指定】

司会:中島 清一(大阪大大学院・次世代内視鏡治療学)

加藤 貴充(医誠会病院・臨床工学部)

日時:2021年11月6日(土) ※会期3日目14:00-17:00

会場:第13会場(神戸国際会議場『国際会議室』)

◆お問い合わせ先

JDDW 事務局

ホームページ: https://www.jddw.jp/jddw2021/index.html

E-Mail: kobe2021@jddw.jp



2021年5月以降 胃瘻関連研究会一覧

	研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者
1	北海道胃瘻研究会 倉 敏郎 (町立長沼病院 院長)	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp	主に道内の医師・看護師・栄養士・薬剤
1		第18回北海道胃瘻研究会 当番世話人 目黒英二(ななえ新病院) 2021年11月13日(土) 札幌医科大学 記念ホール」 予定 ※当初の予定と日時・場所が変更になっています。詳細は北海道胃瘻研究会ホームページ (https://h-peg.jp/) をご覧ください。 開催事務局:医療法人 東札幌病院 内科 日下部俊朗 (住所・連絡先は同上)	師等
2	福島県 PEG と経腸栄養と在宅医療フォーラム 木暮道彦 (公立藤田総合病院 消化器病センター長) 引地拓人 (福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部部長)	福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 中村 純 ※年1回開催 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 TEL:024-547-1583 FAX:024-547-1586 E-mail:junn7971@fmu.ac.jp	医師・消化器内視鏡技 師・看護師・薬剤師・ 栄養士など
3	茨城県 PEG・PTEG 研究会 山本祐二 (つくばセントラル病院 救急診療科)	社会医療法人 若竹会 つくばセントラル病院 救急診療科 山本祐二 〒300-1211 茨城県牛久市柏田町1589-3 TEL:029-872-1771 FAX:029-874-4763 E-mail:yuuji.yamamoto@centralweb.sakura.ne.jp	医師・看護師・栄養士・ 薬剤師・介護士など、 経管栄養に携わる全
		※詳細・日程を調整中です	ての職種
4	北陸PEG·在宅栄養研究会 小川滋彦 (小川医院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921	経管栄養に携わる全 ての職種 医師・コメディカル
5	長野県胃ろう研究会 堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4191 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL:http://www.sihp.jp	医師・看護師・薬剤師・ 栄養士・言語聴覚士
6	滋賀 PEG ケアネットワーク 伊藤明彦 (東近江総合医療センター 消化器内科医長)	東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 〒527-8505 滋賀県東近江市五智町255 TEL:0748-22-3030 FAX:0748-23-3383	医師・看護師・保健師など
7	広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島ページェント) 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長) 徳毛宏則 (JA 広島総合病院 消化器内科)	JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 〒738-8503 広島県廿日市市地御前1-3-3 TEL:0829-36-3111 FAX:0829-36-5573 E-mail:secretariat01@pegent.org URL:http://www.pegent.org	一般市民、医師・看護師・栄養士・薬剤師・ 内視鏡技師・訪問看護 スタッフ・介護施設職 員など
8	広島 PDN セミナー 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千惠 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴東7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:mihara@hibino.or.jp URL:http://www.hibino.or.jp/	医師・看護師・栄養士・ 薬剤師・内視鏡技師・ リハビリスタッフ他 全医療従事者 介護施設職員など
	福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 宮崎 卓	医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎 卓 〒839-0295 福岡県みやま市高田町濃施480番地2 TEL:0944-22-5811 FAX:0944-22-2045	医師・看護師・栄養士・
9	(ヨコクラ病院 外科)	第5回福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 当番世話人: 白橋 斉(正信会水戸病院) 2021年6月または7月、詳細未定 開催事務局: 医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎 卓 (住所・連絡先は同上)	ソーシャルワーカー
10	大分PEG・経腸栄養研究会 松本敏文 (別府医療センター 外科医長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内竈1473 TEL:0977-67-1111	医師・看護師・栄養士、 内視鏡技師のほか PEG関連の方
11	PEG ケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッ フ全般
	カ州 PEG サミット 城本和明 (PEG ケアカンファレンス熊本) 今里 真・松本敏文(大分 PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹 (鹿児島 PEG カンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	
12		2021年九州 PEG サミット番外編 ~カテーテル接続問題を語りつくそう!~ 2021年6月27日(日) 9:00~(WEB 配信予定) プログラム予定 各セッション 30分~1時間程度 A 総論+ディスカッション 講師 町立長沼病院(北海道) 倉 敏郎先生 B PEG 取り扱い 講師 トトロこどもクリニック(宮崎) 草間 龍一先生 C 栄養半固形 講師 ふきあげクリニック(愛知) 蟹江 治郎先生 D 薬剤簡易懸濁 講師 霧島市立医師会医療センター(鹿児島) 岸本 真先生 E PTEG 取り扱い 講師 村山医療センター(東京) 大石 英人先生 開催事務局:イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 (住所・連絡先は同上)	医師・メディカルスタッ フ全般
13	南薩PEGと経腸栄養を学ぶ会 伊東 徹 (菊野病院 消化器内科)	菊野病院 消化器内科 伊東 徹 〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山3815 TEL:0993-56-1135 FAX:0993-56-5654 E-mail:nansatupeg@gmail.com	全ての医療関係者

※2021年5月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。 **研究会の開催中止・延期につきましては、各研究会ホームページや弊学会のホームページなどでご確認をお願いします。** ※上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療学会事務局までご連絡下さい。

【COVID-19 の影響による有効期限/

資格認定更新年度の特例措置について】

PEG・在宅医療学会は 2020年度の学術集会を2021年9月開催へ順延したことにより、2020年11月1日現在保有されている資格認定有効期限を1年延長することといたします。

これにより、2025年までの有効期限保有者まで順次、資格更新年度が1 年後ろ倒しとなります。

例えば、現在保有資格の有効期限が2021年10月31日の先生の資格更新は、通例2021年度(例年1月4日~4月30日申請)ですが、2022年度に更新申請の受付をして頂くことになります。

例年どおり更新期日になりましたら、事務局より文書でご連絡申し上げます。

【会費納入のお願い】

8月下旬に2021年度の年会費納入依頼を郵送いたしますので年会費の納入をお願いいたします。

払込票を紛失された場合は、事務局までご連絡ください。

また、振込票を使用せず下記口座に直接振り込んでいただいても結構です。 その場合はお名前、会員番号を必ず記載してください。

<郵便局からお振込の場合>

口座番号:00980-7-288667 口座名:PEG・在宅医療学会 **<銀行からお振込の場合>**

銀行名:ゆうちょ銀行

店番:○九九(ぜろきゅうきゅう)店

預金種目: 当座 口座番号: 288667

加入者名:PEG·在宅医療学会

【学会誌 論文投稿について】

学会誌「在宅医療と内視鏡治療」は随時投稿を受け付けています。

現在まで胃瘻造設術などにかかわる論文をまとめたものは他誌には少なく、当学会雑誌「在宅医療と内視鏡治療」は日頃の臨床に役立つ貴重な資料となっております。

本誌に掲載されることにより、2008年度より開始した「胃瘻取扱者・取扱施設暫定資格認定制度」(平成23年度からは本制度施行)の業績ともなります。

また、2013年度より掲載論文の <原著および臨床経験> の中から論 文賞を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次 年度学術集会時に授賞式を行っております。

投稿論文は、学術集会の発表内容にとどまらず、その他の研究論文や臨 床経験などであっても、当学会誌の主旨に沿うものを随時受付けいたして おります。

皆様からのご投稿をお待ちしております。

投稿規定はホームページ(www.heq.jp) をご確認ください。

今後の投稿論文は2022年9月発行の会誌に掲載予定です。

インフォメーション

- COVID-19の影響により2020年9月に予定しておりました第25回学術集会が2021年9月に延期になりましたことから2021年9月に発行を予定しておりました会誌「在宅医療と内視鏡治療 Vol.25」は休刊とさせていただき、2022年9月に発行致します。
- ●第10回胃瘻取扱者・取扱施設認定資格の新規申請を4月30日で受付を終了いたしました。次回は2022年1月4日より新規申請および更新手続きの郵送受付を開始いたします。
- ●2021年10月末日に資格の有効期限を迎える該当者および該当施設には、2022年2月中に登録住所に更新案内を送付いたします。申請期間は2022年の更新申請の受付書面到着後から4月末日消印到着です。申請年度が変更になっています。上記【COVID-19の影響による有効期限/資格認定更新年度の特例措置について】にて該当更新年度をご確認ください。
- ●胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度「オンライン教育セミナーおよび資格試験」の受講申込みが6月10日より始まります。詳細は当会ホームページ**《教育セミナー**/資格試験》からご確認ください。
- ●弊会ホームページよりニュースレターをご覧頂けます。 (トップページ> PEG・在宅医療学会>ニュースレター)
- ●会員の施設をご紹介する場として「施設紹介」のページを設けました。「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEG に関することはもちろん、施設情報等の内容を掲載しています。原稿は1,000字以内、E-mail 添付で事務局(peg-office@umin.org)までお送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。
- ●会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEG に関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail 添付で事務局 (peg-

office@umin.org) までお送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。 ●業務内容により事務窓口を分けて運営いたしておりますのでご協力をお願いいたし

●未務内谷により事務が口を力り C連召いたしてわりまりのでこ 励力をお願いいります。

※2019年10月より、事務局の所在地、電話・FAX番号が変わりました。

事務局長: 玉森 豊 (理事)

事務局所在地:〒534-0021 大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX: 06-6167-7183

・会員登録等学会全般および会誌・ニュースレターについてのお問い合わせ: PEG・在宅医療学会事務局

E-mail:peg-office@umin.org

・教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ:

PEG·在宅医療学会 教育認定窓口 E-mail:kyoiku-nintei@heq.jp

PEG・在宅医療学会 (HEQ) 入会のご案内

PEG・在宅医療学会 (Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life) は、経皮内視鏡的胃瘻造設術 (PEG) 等の内視鏡治療の補助による在宅医療の推進及び患者の QOL 向上を達成するための学会です。1996年創設の HEQ 研究会から2009年9月27日に PEG・在宅医療研究会に名称変更、2017年8月1日には PEG・在宅医療学会に名称を変更いたしました。

【事業】

年1回の学会学術集会の開催と学会会誌「在宅医療と内視鏡治療」および ニュースレターの発行等必要な事業を行います。

【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業、団体です。

【会員の特典】

- ・本会主催の学会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表すること ができます。
- ・本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

【年会費】

施設会員 ¥20.000 (5名まで)

※6名以上からは1名につき4,000円追加で登録可

個人会員 医師/歯科医師 ¥7.000

コ・メディカル ¥5,000 (薬剤師・看護師・医療技術員等)

賛助会員 ¥100,000 (1□)

【会計年度】

毎年8月1日より翌年7月31日

【入会手続】

事務局に FAX またはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。 ※学会ホームページ(www.heq.jp) から入会申込書をダウンロードできます。

①個人会員:会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒に FAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。

【振込先】

<郵便局からお振込の場合>

※郵便局備え付けの「振替口座 払込取扱票(青字)」をご使用下さい。

口座番号:00980-7-288667 口座名:PEG・在宅医療学会

<銀行からお振込の場合>

銀行名:ゆうちょ銀行

店番:○九九(ぜろきゅうきゅう)店

預金種目: 当座 口座番号: 288667

加入者名:PEG・在宅医療学会

- ②施設会員: HPから〈施設会員の登録について〉をご一読いただき、申込書に必要事項を記入して事務局までFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書等を送付いたします。
- ③賛助会員:メールまたは FAX にて事務局まで申込書を請求、または学会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。申込みをいただいた後にこちらからご連絡いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当学会に関連する活動にのみ使用させていただくこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

【事務局】

〒534-0021 大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内 PEG・在宅医療学会事務局 玉森 豊

TEL & FAX: 06-6167-7183 E-mail:peg-office@umin.org URL:http://www.heq.jp

PEG・在宅医療学会 会則

第一条 名称

本会は PEG・在宅医療学会 英文名: Society of Home Health Care, Endoscopic therapy and Quality of life (HEQ) と称する。

第二条 目的

本会は在宅医療(Home Health Care) の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設 術(PEG) 等の内視鏡的治療(Endoscopic Therapy) の補助による患者の Quality of Life(QOL) 向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目 的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

第三条 事業

本会は前条(第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1. 年1回以上の学術集会開催
- 2. 年1回以上の会誌の発行
- 3. その他必要な事業

第四条 会員

1. 本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって 会員とする。会員は以下のように区分する。

○個人会員・・・・・ 個人として本会に入会したもの

○施設会員・・・・・ 施設として本会に入会したもの(代表者を届け出る)

○賛助会員・・・・・ 本会の運営を賛助する企業・団体

○名誉職会員・・・・・本会に役員として貢献し、定年となったもの

- 2. 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書を当該年度の会費ととも に本会事務局に提出する。
- 3. 会員が本会を退会するときは、その旨を事務局に届け出なければならない。 この場合既納会費は返却しない。
- 4. 会費を3年間以上継続して滞納した会員は退会したものと見なす。

第五条 役員・名誉職会員・学術集会会長

- 1. 本会の運営にあたる以下の役員をおく。
 - ○理事長 (1名)・・・・・ 理事会で選出され、本会を代表する。
 - ○理事(若干名)・・・・ 代議員から選出され、理事会を開催し、本会の 企画運営を行う。
 - ○監事(2名)・・・・・ 会員から選出され、本会の会計監査を行う。理 事や代議員との兼務はできない。
- 2. 本会に次の名誉職会員を置く。
 - ○名誉理事長・・・・・ 本会の理事長として功績のあったもの。理事会・ 代議員会で推戴される。
 - ○名誉会員・・・・・・学術集会を開催した学術集会会長、またはそれと 同等の功績があったもの。理事会・代議員会で推 戴される。
 - ○特別会員・・・・・本会に功績のあったもの。理事会・代議員会で 推戴される。
- 3. 学術集会の運営にあたる学術集会会長を置く。
 - ○学術集会会長・・・・ 理事の中より順次選び、担当する年の学術集会 を開催し、その実務運営にあたる。

第六条 代議員・学術評議員

- ○代議員・・・・・・ 理事会での決定事項を承認する。会計を議決する。
- ○学術評議員・・・・・ 学術評議員会を組織し、学術活動について審議する。

第七条 理事、代議員・学術評議員の選出および任期

- 1. 理事は代議員会で選挙により決定する。
- 2. 代議員は会員の選挙により決定する。
- 3. 学術評議員は、理事、代議員の推薦により、理事会で選出され、代議員 会で承認される。
- 4. 理事、代議員及び学術評議員の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を 妨げない
- 5. 理事、代議員及び学術評議員の定年は65歳になった事業年度の終了をもっ てする。監事は70歳とし、理事長は70歳とする。名誉職会員については その主旨から定年は定めない。
- 6. 理事、代議員の選挙方法は別に定める。

第八条 会議

本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。

1. 理事会・・・・理事で構成され、本会の企画運営に関する事項を議

議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて理事の 過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

2. 代議員会・・・・理事会の議決事項を承認し、会計を議決する。 議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて過半数 の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

3. 委員会・・・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規 則は別に定める。

委員長は理事長から委嘱される。

第九条 会費

- 1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
- 2. 会費は別途、施行細則で決定する。

第十条 会計

- 1. 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
- 2. 会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。
- 3. 理事会の議を経て、代議員会で会計報告を行い、承認を得る。

第十一条 学会名称及び会則の改正

学会名称及び会則の変更は代議員会で過半数の出席を以て成立し、その過半 数を以て議決される。

第十二条 事務局

- 1. 本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。
- 2. 事務の責任者として事務局長を置く。

第十三条(附則) 本会則は平成29年8月1日より施行する。

平成29年 8月 1日 制定・施行

平成29年 9月22日 改定

平成30年 4月 1日 改定

平成30年12月 1日 改定

令和 1年 9月 6日 改定

施行細則

第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会、時 限委員会を設置することができる。

- 1. あり方委員会
- 2. 倫理委員会
- 3. 総務委員会
- 4. 財務委員会
- 5. 編集委員会
- 6. 広報委員会 7. 規約委員会
- 8. 役職者選出委員会
- 9. 学術委員会
- 10. 用語委員会
- 11. 社会保険委員会
- 12. 教育委員会
- 13. 胃瘻取扱者·取扱施設資格認定制度委員会
- 14. PEG チーム医療委員会
- 15. 選奨委員会
- 16. COI 委員会
- 17. データベース委員会
- 18. 学生·若手医療者支援委員会

第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

第三条 年会費

- 1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
- 2. 役員、代議員および学術評議員は個人会員扱いとし、その年会費は医師/ 歯科医師10,000円、コ・メディカル8,000円とする。
- 3. 個人会員のうち医師/歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医 療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
- 4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上 からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
- 5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とする。

PEG·在宅医療学会 投稿規定

■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本学会会員であることを原則とする。

著者は原則10名以内、但し10名を超える場合は論文における役割分担、貢献 内容など理由を明記して提出し、これを委員長判断で可否を決定する。

■掲載規定■

1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その他とする。

- 2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨(250語以内)を添付する。 和文原稿は本文(文献含む)が5.000~6.000字以内を原則とする。 図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。 ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。
- 3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。
- 4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。
- 5. 原稿はプリントアウト3部(図表が明瞭であればコピーでも可)を事務局 あてに書留(簡易書留も可)送付する。
- 6. 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委 **員会において決定する。**
- 7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当学会に帰属する。

■執筆要項■

- 1. 原稿は横書きA4判(20×20字) を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
- 2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。
- 3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出 のときに正式の語を用い、その際「(以下…と略す)」と断る。
- 4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは 原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭に きた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とす る。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カ ナ表記するものとするが、頻雑になると判断される場合はこの限りではない。
- 5. 文献は本文中で引用されたもののみ最小限を挙げ、文献番号は本文での引 用順とし、本文中の引用箇所には必ず右肩に上付きで「1」を付すこと。また、 本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図 書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近の Index Medicus の記載に準じ、必ずタイプすること。

〈雑誌〉著者名. 題名. 雑誌名 西暦発行年;巻数:頁(初~終)

〈書籍〉著者名. 題名. In:書名(編者名). 発行地;発行所名, 西暦発行年: 頁(初~終)

なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以 上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et al」とする。 文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会) あるいは(abstr) とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。

- 6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。
- 7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を記 載しておくこと。
- 8. 図表の説明(legend) は、独立した用紙に記載し、その表記は「図または Figure」、「表または Table」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。
- 9. 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットの CD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト形式とし、 プリントアウトしたもの3部と投稿チェックシート(ホームページ上でダウンロー ド可)と共に郵送すること。
- 10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。

■原稿送付先■

〒534-0021 **都島本通二郵便局留**

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

PEG·在宅医療学会 会誌担当 TEL&FAX: 06-6167-7183 E-mail: peg-office@umin.org

必ず書留(簡易書留も可)にてお送り下さい

(2019年9月6日 改訂)

PEG·在宅医療学会胃瘻取扱者·取扱施設資格認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 PEG・在宅医療学会(以下本会)は、胃瘻に関する医療の安全性を確保 し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経 験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめ ることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取扱施設 資格認定制度(以下本制度)を設ける。

(認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

(認定制度委員会)

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制 度委員会(以下本委員会)を設ける。

第2章 認定制度委員会

(認定制度委員会の構成)

第4条 本委員会は認定制度委員長(以下本委員長)と数名の認定制度委員(以

下本委員) で構成される。

- 2. 本委員長は本会の理事から選任され、委員は理事・代議員・学術評議員 および若干の有識者から委員長が指名する。
- 3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
 - 1) 資格条件検討委員会
 - 2) 資格審查委員会
- 4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

(認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は理事会で承認の上、理事長が委嘱する。

(認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑 な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
 - 2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請 求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。
 - 3. 本委員長は委員会の審議結果を理事会に報告し承認を得る。

(認定制度委員会の成立)

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、 委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第8条 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同 数の場合は本委員長が議決するものとする。

(任期)

第9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任する まではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、理事長が代行を

後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 小委員会

(小委員会の構成およびその業務)

第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。

- 2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設と しての資格条件を検討するための委員会である。
- 3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

(小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委 員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

(小委員会委員長の職務)

第13条 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小 委員会を年1回以上召集する。

- 2. 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、 速やかに臨時小委員会を召集する。
- 3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

(小委員会の成立)

第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任 状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同 数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

(任期)

第16条 小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任する まではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員長が代 行を指名する。

後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失

(個人資格の種類)

- 第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、 このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。
 - 2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。
 - 3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。
 - 4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
 - 5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(施設資格の種類)

- 第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定 資格と専門資格を設ける。
 - 2. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(個人資格、施設資格の申請)

第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委員会に提出する。

(申請の方法)

第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- (1) 認定申請書 (書式 I)
- (2) 医師・看護師免許証の写し(胃瘻教育者は除く)
- (3) オンライン教育セミナー/資格試験受講証の写し
- (4) 経験症例数証明書 (書式Ⅱ、ただし胃瘻教育者は除く)
 - 1) 症例数または症例数のスコア(Ⅱ-3)
 - 2) 代表症例10例のケースカード(Ⅱ-1または2)

書式Ⅱ-3~5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。

(5) 業績目録 (書式Ⅲ-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項 に規定する業績 (書式Ⅲ-2) とする)

学会や研究会の参加証、発表や講演を行った日時、名称、発表・講演の 内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙およ び論文の最初のページと最終ページの写しを添付する。

第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- (1) 認定申請書(書式IV)
- (2) 1. 認定造設施設:1名以上の認定造設医師 (非常勤可) の認定証コピー
 - 2. 認定管理施設:1名以上の認定管理医師(非常勤可)と1名以上の認 定管理士の認定証コピー
 - 3. 専門造設施設:1名以上の専門造設医師(非常勤可)の認定証コピー
 - 4. 専門管理施設:1名以上の専門管理医師(非常勤可)と1名以上の専門 管理士の認定証コピー

第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審査)

第23条 認定審査は以下のごとくとする。

- 1)審査料:1資格につき5000円
- 2)申請の時期:毎年1月4日から4月末日到着分。
- 4) 認定結果:10月15日までに申請者に通知する。

(登録)

第24条 登録は以下のごとく行う。

- 1)登録料:1資格につき5000円
- 2)登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を行う。

(個人資格、施設資格認定証の交付)

第25条 個人資格および施設資格認定証は本会が理事長名で交付する。

(個人資格、施設資格認定証の有効期限)

第26条 個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格、施設資格の喪失)

第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1. 本会の会員としての資格を喪失したとき。
- 2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
- 3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
- 4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
- 5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

(個人資格、施設資格の取消)

第28条 個人資格および施設資格が不適当と認められた者に対しては、本委員 会の議を経て理事長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(個人資格、施設資格認定証の返却)

第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本会に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審 香委員会に提出する。

2. 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

第7章 教育

(教育制度の構築)

第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。

2. その詳細は別途定める。

第8章 その他

(会計)

第32条 資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用のゆう ちょ銀行振替口座 (PEG・在宅医療学会資格認定制度)を通じて行い、年 度末締めにより学会収支へ統合し監査を受けるものとする。

2. 本口座の管理代表は事務局長がつとめる。

(本認定制度規則の変更)

第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て理事会の承認を受けなく てはならない。

(本認定制度規則の施行)

第34条 本認定制度規則は平成29年8月1日から施行する。

平成20年9月20日 制定

平成21年9月26日 一部改訂

平成22年9月10日 一部改訂

平成23年9月 9日 一部改訂 平成24年9月14日 一部改訂

平成29年9月22日 一部改訂

PEG·在宅医療学会胃瘻取扱者·取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件を第一義に考慮して作成した。

第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。

- 1. 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
- 2. 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門資格を設ける。
- 3. 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに 認定資格と専門資格を設ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

1. 本会会員資格

PEG・在宅医療学会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。

2. 資格別の条件

1) 胃瘻造設者の資格

医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。 後出で記載する3から6項を証明できること。

2) 胃瘻管理者の資格

医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」 とする。後出で記載する3から6項を証明できること。

3) 胃瘻教育者の資格

胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち 2つ以上(1 項目 2つでも可)を証明できること。(書式 Π -2)

- (1) 論文・著書の筆頭著者 (学会発表抄録は不可)
- (2) 本会または他の学会、研究会(全国規模のものに限定する)でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、要望演題などの筆頭発表者(一般演題は不可)
- (3) 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
- (4) 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者
- 3. 本会への参加義務

PEG・在宅医療学会学術集会へは5年間に1回以上参加しなければなら ない。申請時より遡って5年以内の本会学術集会の参加証(ネームカード) の写し1回分以上を添付すること。

4. 胃瘻造設および管理の経験症例数(書式Ⅱ、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ 提出)

書式Ⅱ-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設 ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。

1) 胃瘻造設: 術者 (内視鏡担当は含まない) としての造設症例数をもっ て表す。

1 症例に対し2名の造設医の登録が可能である。

- 2) 胃瘻管理: 入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアを もって表す。
 - (1) 入院・入所症例: 少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月 以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計) の症例数で表す。 1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認 定管理士の登録が可能である。
 - (2) 在宅症例:症例数X年数のスコアで表す。(例:A 症例を引き続 き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B 症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5で ある。それぞれの症例のスコアの総和で表す。)

1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または 認定管理士の登録が可能である。

症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類 の提出を必要とする。

- 5. 業績目録 (書式Ⅲ-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出) 以下の論文、研究発表(学会発表の抄録は不可)および学会研究会参加を 点数として表す。それぞれは1回についての点数である。
 - (1) 本会参加(必須条件):10点
 - (2) 本会学術集会における発表 筆頭者:10点、筆頭以外:5点
 - (3) 在宅医療と内視鏡治療 (本会機関誌) 論文発表 (発表抄録は不可) 筆頭執筆者:20点、筆頭以外:5点
 - (4) 学会(研究会および学会の地方会などは含まない) 著書・雑誌論文:内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。 筆頭執筆者:10点、筆頭以外:5点
 - (5) 本会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および在宅 医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの):10点
 - (6) 学会、研究会、地方会における発表 内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する 筆頭発表 5点、筆頭以外3点
 - (7) 本会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座長、 コメンテーター、特別発言:内視鏡的胃瘻または在宅医療に関す るものに限定する。 それぞれにつき10点
 - (8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加 それぞれにつき3点
 - (9) 嚥下機能評価講習会の参加 3点

本会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。

6. オンライン教育セミナー/資格試験受講証明書の写し 10点 本会が主催するオンライン教育セミナー/資格試験の受講の必要がある。 申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。 ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはない が、更新時の条件として受講を必須とする。

第3条 認定の種類

1. 個人資格

1)胃瘻造設者

認定胃瘻造設医師:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 専門胃瘻造設医師:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

2) 胃瘻管理者

(1) 入院・入所施設;

認定胃瘻管理医師:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 認定胃瘻管理士:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 専門胃瘻管理医師:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの 専門胃瘻管理士:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

(2) 在宅管理;

認定胃瘻管理医師:スコア20以上かつ業績30点以上のもの 認定胃瘻管理士:スコア 20以上かつ業績30点以上のもの 専門胃瘻管理医師:スコア40以上かつ業績50点以上のもの 専門胃瘻管理士:スコア 40以上かつ業績50点以上のもの

3) 胃瘻教育者

第2条2の3) に掲げる条件を満たすもの

2. 施設資格

施設会員として本会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納 入が完了していること。

1)造設施設

認定胃瘻造設施設:1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍 すること

専門冒瘻浩設施設:(1) 1 名以上の専門冒瘻浩設医師(非常勤可)が

在籍すること

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

2)管理施設

認定胃瘻管理施設:1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)と1名

以上の認定胃瘻管理十が存籍すること

専門胃瘻管理施設:(1) 1 名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と

1名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

<更新手続き>

第4条 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本会学 術集会の参加1回とオンライン教育セミナー(資格試験は免除)受講を必 須としてそれぞれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業 績書式Ⅲ-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。 各施設資格の更新手続きは以下2)に定める書類の添付をもって行う。

1)個人資格

- (1) 認定胃瘻造設者(医師):業績20点以上
- (2) 専門胃瘻造設者(医師):業績30点以上
- (3) 認定胃瘻管理者 (医師および看護師):業績20点以上
- (4) 専門胃瘻管理者 (医師および看護師):業績30点以上
- (5) 認定胃瘻教育者:業績20点以上

2) 施設資格

(1) 認定胃瘻造設施設:1名以上の認定胃瘻造設者 (非常勤可) 認定証の 写し

(2) 専門胃瘻造設施設:(1) 1名以上の専門胃瘻造設者(非常勤可)認定 証の写し

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

(3) 認定胃瘻管理施設:1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)

および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し

(4) 専門胃瘻管理施設:(1)1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可) および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場 合に限るものとする。

第5条 更新手続きの期間

- 1) 更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する。
- 2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日まで に申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

第6条 更新料

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

第7条 更新時の審査

更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、理事会了承により正式な 更新許可とする。

- 2. 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認められ た場合には証書を同送する。
- 3. 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しなかった 場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるものとする。 ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失 効後1年間は手続きの猶予を設ける。

<本施行細則の変更>

第8条 本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議 を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

<本施行細則の施行>

第9条 本施行細則は平成29年8月1日から施行する。

平成20年9月20日 制定

平成21年9月26日 一部改訂

平成22年9月10日 一部改訂

平成24年9月14日 一部改訂

平成25年9月 6日 一部改訂 平成26年9月12日 一部改訂

平成28年9月 2日 一部改訂

平成29年9月22日 一部改訂

